

平成28年3月18日

「水銀に関する水俣条約」の国内担保状況について ～ 正しく理解していただくために ～

一般社団法人日本照明工業会
技術部

平成25年10月10日、水銀による汚染防止を目指した「水銀に関する水俣条約」（以下、水俣条約という。）が、熊本県で開催された国連環境計画(UNEP)の外交会議で採択・署名され、それを受けて、国内では国内担保法の整備が進められ、平成27年7月には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下、水銀汚染防止法という。）が公布されました。

その後、この法律の施行令及び省令・告示（以下、政省令という。）がそれぞれ平成27年11月及び12月に公布され、その上で、平成28年2月2日には日本として水俣条約の締結に至りました。注目すべきは、これらの政省令はいくつかの点で水俣条約を超えた規制となっていることです。

一方、照明分野においては、蛍光灯などの水銀使用製品は、依然として中心的存在であり、業界としても製造禁止等の事態にならないよう水銀含有量を条約の基準以下にする努力をして、それを達成して参ったところですが、一部に「蛍光灯は原則2020年までに製造禁止」などという、規制に関する正しい情報提供を伴わずに、あたかもすべての蛍光灯が製造禁止になるかのような情報も出回って混乱をきたしているのも事実です。

ここに、水銀汚染防止法及びその政省令について、ランプに関する規制内容をあらためてご紹介いたしますので、正しく理解していただくための一助にいただければ幸甚に存じます。

なお、ここではランプに関する「製造・輸出入禁止」に関する規制内容についてのみ記載します。まず、水銀汚染防止法及びその政省令の「国内市販ランプへの影響」についてお知らせします。

【水銀汚染防止法及びその政省令の国内市販ランプへの影響】

- I 一般照明用⁽¹⁾の高圧水銀ランプを除き、現在市販されている蛍光灯やHIDランプ⁽²⁾などの水銀使用ランプについては、すでに水銀含有量の基準をクリアするなど、規制対象の製品は存在しませんので、製造・輸出入禁止の規制を受けることはありません⁽³⁾。
- II 一般照明用の高圧水銀ランプにつきましては、水銀含有量に関係なく、平成32年12月31日以降、製造・輸出入が禁止となりますので、メタルハイドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明などへの計画的な切替えが必要です。

ただ、この規制は製造・輸出入を禁止するものであり、一般照明用の高圧水銀ランプの継続使用、修理・交換のための使用（例えば、既に街路に設置されている街灯のランプを交換するような場合）及びその販売を禁止するものではありません。

注(1) 「第二次答申」の中で、「一般照明用」とは「照度を確保するためのものであって、高演色用及び低温用その他特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。」と定義されています。

注(2) HIDランプとは、高圧水銀ランプ、メタルハイドランプ及び高圧ナトリウムランプの総称です。

注(3) 日本照明工業会会員の製造販売するランプが対象で、会員外については把握していません。

以下、詳細について報告いたします。

1. ランプの主な種類と水銀使用製品について

ランプは、下記のように主に白熱電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、低圧放電ランプ、HIDランプ及びLEDランプに分けられますが、水銀を使用している、所謂「水銀使用製品」は、蛍光ランプ、低圧放電ランプ及びHIDランプが該当します。

ただ、これらの「水銀使用製品」すべてが製造・輸出入禁止の規制を受けるわけではありません。2項で述べるように、表1に挙げた一定以上の水銀含有量を有するなどの「特定水銀使用製品」が禁止対象になります。



2. ランプの「製造・輸出入禁止」に関する規制について

上記「水銀使用製品」のうち、「水銀汚染防止法」及びその政省令で、製造・輸出入禁止となる時期（廃止期限）が段階的に規定されているものを「特定水銀使用製品」といいます。ランプに関する「特定水銀使用製品」及びその廃止期限は、表1の通りです。一部のもので、政省令の廃止期限が「水俣条約」よりも前倒しになっていますので注意が必要です。

日本照明工業会会員の製造・販売するものに関しては、これまでの自主的な水銀量削減努力によって、すでに基準をクリアしていることもあり、このような前倒しを可能にしています。

表1 政省令で規定された「特定水銀使用製品」とその段階的な廃止期限

特定水銀使用製品	廃止期限 (製造・輸出入禁止となる時期)
一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプで、発光管一本当りの水銀の含有量が5 mg を超えるもので、定格消費電力が30 ワット以下のもの	平成30年1月1日
一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの (a) 一個当りの水銀の含有量が5 mg を超えるもので、定格消費電力が60 ワット未満のものうち、3 波長形の蛍光体を用いたもの (b) 一個当りの水銀の含有量が10 mg を超えるもので、定格消費電力が40 ワット以下のものうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成30年1月1日
一般照明用の高圧水銀ランプ ※メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは規制対象にはなりません。	平成32年12月31日
電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの (a) 一個当りの水銀の含有量が3.5 mg を超えるもので、その長さが500 mm 以下のもの (b) 一個当りの水銀の含有量が5 mg を超えるもので、その長さが500 mm を超え1,500 mm 以下のもの (c) 一個当りの水銀の含有量が13 mg を超えるもので、その長さが1,500 mm を超えるもの	平成30年1月1日

3. 国内市販ランプへの影響について

- (1) 製造・輸出入が段階的に禁止されるのは、表1に挙げた「特定水銀使用製品」であり、それ以外のランプは禁止の対象にはなりません。
- (2) 表1に挙げた「特定水銀使用製品」のうち、日本照明工業会会員の製造・販売する「一般照明用コンパクト形蛍光ランプ」、「一般照明用電球形蛍光ランプ」、「一般照明用直管蛍光ランプ」及び「電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプ」は、すでに水銀含有量の基準をクリアしていますので、製造・輸出入禁止の規制を受けることはありません。
- (3) 表1に挙げた「特定水銀使用製品」のうち、「一般照明用の高圧水銀ランプ」につきましては、水銀含有量に関係なく、平成32年年12月31日以降、製造・輸出入が禁止となりますので、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明などへの計画的な切替えが必要です。
ただ、この規制は製造・輸出入を禁止するものであり、一般照明用の高圧水銀ランプの継続使用、廃止期限前に製造又は輸入された一般照明用の高圧水銀ランプを修理・交換のために使用すること（例えば、一般照明用の高圧水銀ランプを用いて、既に街路に設置されている街灯のランプを交換するような場合）及びその販売を禁止するものではありません。

以上